

令和2年9月11日

部 局 長 各 位

企 画 財 政 部 長

令和3年度予算編成方針について（依命通達）

あま市予算決算会計規則（平成22年あま市規則第35号）第5条の規定により、市長の命を受けて別紙「令和3年度予算編成方針」を定めたので通達します。

令和3年度予算編成方針

第1 国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとしている。

また、内閣府が7月に発表した4～6月のGDP速報値では、前期比△7.8%（年率換算△27.8%）となり、リーマンショック時の最大下げ幅である2009年1～3月の△6.0%（年率換算△17.8%）を大きく上回り、大幅な落ち込みとなっている。

第2 県内経済情勢

愛知県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、足下では持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、厳しい状況から持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症が地域経済に与える影響に十分注意する必要がある（財務省東海財務局「管内経済情勢報告（令和2年7月）」より）。

第3 本市の中期的な財政展望

令和3年度から令和6年度までの4年間の本市財政を見通すと、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度及び令和4年度は中期財政計画よりも、市税が10億円を超える大幅な減収が見込まれるが、これは単年によるものではなく、元の水準に戻るまで5年程度の期間を要すると見込まれ、今後の推移には留意が必要である。

一方、歳出は、少子高齢化に伴う社会保障費やインフラを含めた公共施設老朽化対策など、財政需要が年々増大する中、令和4年度には団塊の世代が75歳に入り始め、後期高齢者医療費といった社会保障費の急増に伴い、扶助費を始めとする義務的経費が益々増加することが見込まれる。また、新庁舎整備及び企業誘致等の大型事業の推進による財政負担を加えると、令和4年度までの一般会計における予算規模は、毎年300億円を大きく超えることが予想される。

今までも大型事業が完了するまでの間、本市にとってこれまで経験したことのない厳しい財政運営となっていくとされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な減収は避けられないため、より一層厳しい財政運営に迫られることとなる。

従って、将来にわたり、財源不足の慢性化を招かないためにも、歳出予算額を大幅に削減するとともに、財務体質を強化し、持続可能な行財政基盤を確立することが、本市に求められている。

第4 予算編成の基本的な考え方

本市の近年の財政状況は、財政の弾力性を示す経常収支比率が、適正範囲である70%から80%を大きく上回り、4年連続で90%を超え、財政の硬直化が続いている。また、予算の収支均衡を図るため、毎年度、財政調整基金からの繰入れを行ってきたが、令和元年度末の基金残高は28.9億円となり、今年度末には22.1億円程となる見込みである。

この硬直化した財政構造を改善し、財源不足の慢性化を回避しない限り、今後のまちづくりの展開や新たな福祉サービスの提供のみならず、地震や台風といった災害へ迅速に対応できないおそれもある。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の大幅な減収が見込まれることから、「入るを量りて出ずるを為す」のことわざのとおり、身の丈に合った市政運営を全職員が再認識し、大型事業を除く予算規模の圧縮が必要となる。このような状況において、要求時における歳出が歳入を大きく上回ることが見込まれ、要求される事業の全てを実施することは困難であることから、令和元年度決算の状況や令和2年度予算の執行状況等の分析に基づく不用額の縮減のほか、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止、休止、先送りを含めた事業の抜本的な見直しに取り組むなど、更なる歳出削減が必要となる。

このような状況を打開するため、本市では、平成30年度から令和3年度までの4年間を「集中財政強化期間」としているが、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な減収から回復するには、5年程度が必要であると見込まれることから、「集中財政強化期間」終了後であってもマイナスシーリングを基本とし、予算規模（大型事業を除く。）のスリム化を徹底することで財務体質の改善を図る。一方、極めて厳しい財政状況にあっても、大型事業を着実に推進するとともに、真に魅力あるまちづくりに努めていく。

以上のことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な減収を踏まえた本市の中期的な財政展望を全職員が認識した上で、「選択と集中」による実効性の高い取組を行い、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とし、山積する将来の課題に取り組むことを念頭に置きながら、以下のことに十分留意の上、予算を編成する。

1 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

今般の感染症拡大を踏まえ、既存事業において感染症拡大防止の対策を踏まえることはもちろんのこと、「新しい生活様式」や「働き方の新しいスタイル」を取

り入れた事業内容の抜本的見直しを図る。

2 第1次あま市総合計画の推進

時代の変化に伴う様々な社会問題に対応できるよう計画と予算の連動を図るとともに、現行の事務事業をゼロベースで見直し、予算の重点配分を行う。

3 「勇健都市あま 未来へ動く!!」の実現に向けて

令和3年度は、市長のまちづくりの理念である「勇健都市あま 未来へ動く!!」の最終年度に当たるため、関係施策は遅滞なく取り組む。

4 行政改革の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の大幅な減収が見込まれることから、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止、縮小を念頭に、第2次あま市行政改革大綱に基づく事務事業の徹底した見直しにより整理合理化を図ることで、大胆な歳出削減に取り組む。特に、次の項目については重点的に取り組むものとする。

(1) 事業のスクラップの徹底（既存事業の統合や見直しを含む。）

成果重視の観点から、次の事業は廃止・休止を含め抜本的に見直す。検証の際は、昨年度同様に類似団体（愛西市、清須市、北名古屋市）との比較を行う。

- ① 今後の方向性が明確となっていない事業
- ② 時代の流れにあっていない事業
- ③ 事業目標を達成するための効果が低い事業
- ④ 既に事業目標を達成した事業
- ⑤ 必要性の低い事業（市民意向調査等から市民の要求と合致しているか）
- ⑥ 効率性の低い事業（費用対効果から過度な行政サービスとなっていないか）

(2) 中長期的な財政運営の健全化

- ① 「選択と集中」による緊急度、優先度及び必要性に重点を置いたメリハリのある予算編成
- ② 資産の有効活用・処分の検討（普通財産及び将来廃止となる行政財産の方向性）
- ③ 独立採算を原則とする公営企業会計の自立した経営の改善
- ④ 都市計画決定事業等の投資効果の検証

(3) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市では、時間外勤務命令を行うことができる上限を定め、運用を行っているが、引き続き上限時間を超える長時間労働職員がいることは、大きな課題である。各所属長は、職員の健康管理やワークライフバランスの推進に対する強い取組姿勢を持ち、時間外勤務の根本原因の洗い出し、分析による業務量自体の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正など、職場マネジメントを強化する。

(4) 施設の総合的な管理と見直し

公共施設等総合管理計画個別施設計画における公共施設の統廃合を見定めた上で、真に必要なものについて修繕・更新を行う。特に、第Ⅰ期に記載された施設は、方向性に沿って、重点的にマネジメントを進めることとする。また、大規模修繕にあつては、公共施設等総合管理計画長寿命化計画に基づき、今後の施設のあり方や整備手法等の検討を図る。

なお、令和3年度も緊急性を要する修繕については、財政課と協議した上で予備費を充用する。

5 行政のデジタル化の推進

業務効率化推進のため、A I（人工知能）やR P A（ソフトウェアロボットによる業務自動化）などの新たな技術を活用して処理できる業務については、積極的に導入し、業務自動化による生産性の向上を図る（検討にあたっては、企画政策課と事前協議）。

6 国の制度変更への適切な対応

国は、今般の感染症拡大の局面で現れた国民の意識・行動の変化などの新しい動きを後戻りさせずに社会変革の契機と捉え、通常であれば10年かかる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、「新しい日常」を実現することとしている。国の制度変更については、現段階では見通すことが困難であるが、本市財政への影響が懸念されることから、各部局においては情報収集を行い、影響に対する適切な対応に努める。

7 持続可能な財政基盤の確立

中長期の視点に立って財政を見通した上で、身の丈に合った適切な予算規模（大型事業を除く。）を設定する。

8 財源の枠配分

- (1) 各部局（各担当課）へ経費別に財源の枠配分を行うので、各部局（各担当課）が経営感覚を発揮しながら主体的に事業の方向性について判断し、創意工夫を凝らした事務事業の見直しを行うことで、各担当課長の裁量により枠配分内に収めることを原則とする。
- (2) 課別枠配分を超過する際は、各部局内で調整を行うこととする。
- (3) 大規模事業及び臨時的経費は、別枠で留保する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況を勘案し、施設維持管理経費、政策的重要経費（ソフト事業）及び一般行政経費については、原則マイナスシーリングを行う。また、税込減を踏まえ、施設整備費を含む投資的経費についても大幅なマイナスシーリングを行う。ただし、財政課が個別に判断した事業については、除外する。

- (5) 過去の予算要求時に課別枠配分内に収めている課については、マイナスシーリングの軽減を行うこととする。

9 新規・拡充事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況を勘案し、財源確保の観点から新規・拡充事業など増額要求する場合は、予算の肥大化を防ぐためスクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、既存事業の廃止及び見直しによる一般財源の削減、歳入の確保など、一般財源総額が増額とならないことを徹底する。
- (2) 新規事業は、緊急性と必要性を考慮し、事業の方向性、目的及び効果、さらに手法を明確にした上で予算化を行う。したがって、詳細が定まっていないものは予算要求を認めない。また、総合計画実施計画事業として不採択となった事業は、原則予算要求を認めない（制度改正等によるやむを得ない理由がある場合は、財政課と別途協議）。
- (3) 総合計画実施計画事業として採択された事業であっても、予算編成における財源調整によっては、予算が担保されるものではないことを申し添える。

10 その他

- (1) 市制施行以来、未だ合併後の事務事業の調整が進捗していないものについては、早急に調整し、必要に応じて予算要求すること。
- (2) 平成30年度に発覚した不適切な会計処理を踏まえ、二度と同様の事案を発生させないためにも、コンプライアンスを徹底するとともに、総計予算主義の原則（地方自治法第210条）を全職員が今一度理解した上で、真に必要な予算を要求すること。

【参考】地方自治法（昭和22年法律第67号）

（総計予算主義の原則） 第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。
